

上尾市市民活動支援センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 5 日

上尾市長 畠 山 稔

上尾市条例第 3 号

上尾市市民活動支援センター条例の一部を改正する条例

上尾市市民活動支援センター条例（平成 2 2 年上尾市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 号中「土曜日」を「金曜日」に改め、同条第 2 号中「日曜日」の次に「及び土曜日」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の上尾市市民活動支援センター条例第 5 条の規定は、この条例の施行の日以後の上尾市市民活動支援センターの利用について適用し、同日前の上尾市市民活動支援センターの利用については、なお従前の例による。